

# 轟小学校地域教育協議会 会則

(名称)

第1条 本協議会の名称を、「轟小学校地域教育協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 この会は、地域、学校、家庭が連携・協力しながら、地域ぐるみで子供を育てる体制を整えるとともに、地域全体で轟小学校の教育活動を支援することを目的とする。

(役割)

第3条 協議会の役割は、第2条の目的に応じ次のとおりとする。

- (1) 地域・学校に必要と思われる取組について、協議したり、意見や提案を行う。
- (2) 地域・学校に必要と思われる取組について、支援・協力する。
- (3) 地域・学校に必要と思われる取組について、企画・運営する。

(組織)

第4条 協議会は、地域代表、PTA代表、学校の代表者などにより構成される任意の組織とする。

(委員)

第5条 1 協議会の委員は、次に掲げる中で協力いただける者で構成する。

- ・地域代表(学校評議員、地域コーディネーター等)
- ・PTA代表(PTA会長)
- ・学校代表(校長、教頭、教務主任、地域連携教員、事務職員)
- ・その他、協議会が必要と認めた者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 互選により、次の役員を置く。役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- ・委員長 1名
- ・副委員長 3名(うち1名は校長、1名はPTA会長)
- ・会計 2名(うち1名は事務職員)
- ・会計監査 2名
- ・事務局 2～3名(教頭、教務主任、地域連携教員)

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 委員長は、会議を招集し、会議の司会を行う。
- 2 副委員長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 会計は予算に基づいて、会計事務を処理する。
- 4 監査はこの会の会計を監査する。
- 5 事務局員は、目的達成のために会員相互の連絡・調整を担う。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、日光市立轟小学校に置く。

(会議)

第8条 この協議会は、年に2回の会議のほか、必要に応じて委員長が招集する。  
会議はその出席者をもって成立し、議決は1/2以上の賛同により決定する。

(事業経費、予算・決算)

第9条 本会の運営費は、日光市学校支援ボランティア活動推進事業の業務委託料をもって経費に充てる。また、毎年4月1日より、翌年3月31日をもって会計年度とし、第1回の会議において報告をする。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(本会則の改廃)

第11条 本会則の改廃は、本協議会会議の議決による。

(会則の施行)

第12条 この会則は、平成27年6月10日から施行する。